

特記仕様書

工事番号	8生環第152号
工事名	京丹後市最終処分場防災調整池設置工事
施工場所	京丹後市網野町三津地内
工期	契約締結日の翌日～令和10年6月30日

第1条 (全般)

本工事の施工にあたっては、「京丹後市工事共通仕様書」(令和7年4月 京丹後市)、「土木工事共通仕様書(案)」(令和6年4月 京都府)・「土木請負工事必携」(令和8年4月 京都府)、「土木工事施工管理基準」(平成29年9月 京都府)、「土木構造物標準設計」(国土交通省)：「土木工事標準設計図集」(近畿地方整備局)によるもの

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 共通
1-1 全般

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：	雨水を一時的に貯めて、下流へ調整して流すための施設を作っています。
工事種別：	防災調整池設置工事

(標示板の設置位置・設置期間・規格色彩等)

標示板の設置位置・設置期間・規格色彩等については、別添「標示板記載例」を参考にすること。

1－2 施工計画書

京丹後市共通仕様書「第2節2－1－I－2 施工計画書」に基づき、受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

ただし、受注者は維持管理・修繕工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

1－3 建設副産物

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

1. 分別解体等の方法

土木工事

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 の 方 法	備 考
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	足場仮囲い、養生、山留工、栈橋工、覆工等の設置又は撤去
	②土工	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	路盤掘削、土砂等の掘削、盛土、埋戻、締固め等を行う工事
	③基礎	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	人孔や管渠の基礎、橋脚・橋台の基礎・基礎杭などの設置又は撤去
	④本体構造	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	本工事の主たる工種
	⑤本体付属品	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	防護柵、照明設備、標識など
	⑥その他（舗装）	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	①～⑤に該当しない工種

2. 近隣における主な許可施設の名称及び所在地・受入条件については、各府県のホームページ及び産業廃棄物処理業者へ問い合わせで最新の状況を確認して処理を行うこと。
3. 京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/meibo.html>)
4. 兵庫県ホームページ(<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle>)

※ 上記2については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(建設発生土の搬出)

1. 建設発生土については、次項の建設発生土受入施設に運搬するものとして計上している。
2. 指定処分の受入先及び受入条件は、次のとおりとする。

受入施設	受入場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	距離
西角建設(株)	京丹後市久美浜町 鹿野小字川尻 958-1 他 17 筆	協議による	監督員と事前に協議を実施すること。	17.8 k m

3. 受注者の申出により、前項の受入施設と同等の条件を有する他の建設発生土受入施設に搬出先を変更することができる。この場合において、受注者は、あらかじめ搬出先の名称、所在地、運搬経路、運搬距離、受入可能土質、受入条件、受入単価及び関係法令に基づく許可等の状況を明示した資料を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。
4. 前項の規定により搬出先を変更した場合において、運搬距離、処分費その他の費用が増加することとなっても、設計変更の対象としない。
5. 受入施設の受入停止、災害の発生、受入条件の変更その他受注者の責めに帰することができない事由により、第2項に定める受入施設への搬出が困難となった場合は、受注者は速やかに監督員に報告し、その対応について監督員と協議するものとする。この場合において、搬出先の変更等により運搬距離、処分費その他の費用に変更が生じたときは、設計変更の対象とする。なお、これにより難い場合が生じたときは、監督員の指示によるものとし設計変更の対象とする。
6. 搬路の補修及び建設発生土受入地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
7. 土壌調査結果等の提出（条例の許可が必要な場合）

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「土砂条例」という。）による許可を受けており（受ける予定であり）、建設発生土利活用箇所には土砂条例施行規則に規定する以下の書類が必要となる。受注者は土砂条例施行規則第7条第3項第13号及び第4項に規定する土壌調査を実施し、これらの書類を作成すること。

- 土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第7条第3項第13号）
 - 土壌調査資料採取報告書（第4号様式）（第7条第3項第13号）
 - 土壌分析結果証明書（写し）（第7条第3項第13号）
- 建設発生土利活用に必要な以下の書類は、監督員から受領すること。
- 土砂発生元証明書（第3号様式）（第7条第3項第6号）
 - 土砂等の発生から処分までの処理工程図（第7条第3項第7号）
 - 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図面及び求積図（第7条第3項第11号）
 - 予定容量計算書（第7条第3項第12号）

詳しくは京都府ホームページ「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」
(<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/1254731283875.html>)、保健所に問い合わせ確認のうえ処理すること。

（建設発生土処理計画書・報告書の作成）

1. 受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成すること。なお、建設発生土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。
2. 建設発生土処理計画書には、森林法、農地法、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）及び京都府土砂条例等との適合の確認できる資料を添付すること。
3. 施工後は、建設発生土処理報告書を提出すること。
なお、施工前、施工後の処分先の写真を撮影するものとし、施工後においては検尺等により残土処理量を算出し、写真と併せて提出するものとする。これによりがたい場合は、監督員と協議の上決定する。

（盛土規制法の規制対象とならない工事・許可を要しない工事）

1. 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事で、「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」
2. 摘要範囲等については、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」に掲げる4. 許可不要工事④（イ）～（ニ）を踏まえて判断することとする。
（イ） 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事か

ら発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指す。

（ロ） 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。

（ハ） 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。

（ニ） 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

3. 許可不要となった盛土等についても、規制対象の場合には、土地所有者等に対して土地の保全努力義務が課せられ、危険な場合には改善命令等の対象となる。

（建設副産物の搬出）

1. 本工事の施工により発生する建設副産物は原則として中間処理又は最終処分 of 許可施設に搬出するものとする。

近隣における主な許可施設の名称及び所在地・受入条件については、各府県のホームページ及び産業廃棄物処理業者へ問い合わせて最新の状況を確認して処理を行うこと。

○京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/meibo.html>）

○兵庫県ホームページ（<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle>）

注）建設廃棄物を府外搬出する場合は、排出事業者（元請事業者）が自ら直接収集運搬する場合を除き、本府及び搬出先府県の収集運搬許可を取得している下請事業者 に運搬収集を委託すること。

なお、次の場合は金額変更を伴う設計変更の対象とする。

- 1) 受入施設が受入量を超える等、処理不能状態となった場合
- 2) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なった場合
- 3) 処理業の不適正な行為を行政機関が確認した場合

（産業廃棄物税）

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処

分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

1－4 監督員による検査（確認を含む）及び立会等
（段階確認）

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、監督員の指示した工種の施工段階において、段階検査を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督員が定めるものとする。

また、段階確認時に作成した資料については控えを保管し完成検査に持参すること。

（工事完成検査）

完成検査は「京丹後市工事共通仕様書」及び「京丹後市建設工事等検査規程」に基づき、受注者又は現場代理人及び主任（監理）技術者が立ち会うこととする。

1－5 工事中の安全確保
（近接施工）

1．工事区間に隣接して下記のとおり施設（電柱や地下埋設物等）があるため、工事施工に際しては、監督員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、深さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2．受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

近接施設	管理者	設置場所	立会	移転申請状況
電柱	関西電力	市道に並行	要	済
NTT 柱	NTT	－	要	無

光柱		－	不要	無
下水管		－	不要	無
水道管	京丹後市	市道に埋設 支管は側溝を横断	要	要
関電ケーブル	関西電力	市道に並行	要	済
NTT ケーブル	NTT	市道に並行	要	要
光ケーブル	京丹後市	市道に並行	要	要

(占用設備等の管理者)

設備の有無については、下記に問い合わせを行うこと。

- NTT フィールドテクノ関西支店
 - TEL 0773-24-5671 (地下埋設管)
 - TEL 0800-2000-116 (電柱)
 - TEL 0773-24-5621 (ケーブル)
- 関西電力
 - TEL 0800-777-3081
- 京丹後市役所 上下水道部 施設課
 - TEL 0772-69-0580
 - FAX 0772-75-0300
- 京丹後市役所 総務部 デジタル戦略課
 - TEL 0772-69-0130
 - FAX 0772-69-5380
- JA 全農京都・LP ガス峰山直売所 (峰山町荒山 397)
 - TEL 0772-62-7830

(安全に関する研修・訓練等の実施)

1. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 当該工事内容の周知徹底
 - ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④ 当該工事における災害対策訓練
 - ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、研修・訓練等として必要な事項
2. 受注者は、工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、安全に関する研修・訓練等の実施状況について、所定の様式により訓練等の内容に係わる事項（実施日時、場所、参加人数、内容等）を完成検査時まで監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、研修・訓練時に使用した資料を保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとし、完成検査時にもこれらの資料を提示しなければならない。
4. 受注者は、1 から 3 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を 1 回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- 建設業法遵守ガイドライン（令和 8 年 1 月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）
- 建設産業における生産システム合理化指針（平成 3 年 2 月建設省）

- 新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

（熱中症による労働災害の防止）

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を施工計画書へ記載のうえ実施すること。

- （１）「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
- （２）熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう、
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

1－6 環境対策

（低騒音型・超低騒音型の使用）

本工事に当っては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成 13 年 4 月 9 日改正、国土交通省告示）に基づき指定された低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は、監督員と協議するものとし、低騒音型機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「‘97 ラベル」が確認できる写真を監督員に提出するものとする。

また、「旧基準’89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準’97 ラベル」に貼替えを行うこと。

（環境等の保全）

- 工事車輛や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
- 建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
- 建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 大規模な裸地の出現防止のため段階的な工事実施や調整池（沈砂池）の設置など、流末の水環境の保全を図ること。

- 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(不正軽油の使用禁止)

- 軽油については、JIS 規格軽油を使用すること。
- 燃料検査を実施する時は協力しなければならない。

1－7 交通安全管理

(安全対策費)

安全対策については、交通誘導員 B を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

- ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡などに要する費用
- ② 不稼動日の保安要員などの費用
- ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明などの安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用
- ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用
- ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用
- ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用
- ⑨ 安全用品等の費用
- ⑩ 安全委員会などに要する費用

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せ結果又は、条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。

(交通誘導警備員の配置計画)

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、交通誘導警備員の配置に当たっては、近隣工事（隣接する処分場本体工事等）の状況及び道路管理者、所轄警察署等関係機関 との協議結果を踏まえた配置計画を作成し、監督員に提出しなければならない。監督員の承諾を

得ていない配置については、出来高として認めないものとする。

ただし、監督員による配置計画の承諾は、当該計画に記載された数量を出来高として確定するものではなく、出来高は実際の配置実績を確認して算定するものとする。

なお、隣接工事においても交通誘導警備員を同一箇所に配置する必要がある場合は、当該工事の受注者と配置の調整を行うこと。

また、工事進捗等により配置計画の変更が必要となった場合は、その都度監督員と協議のうえ、計画を修正して再提出すること。

受注者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする

配置場所	交通誘導員	編 成	総数
市道尾坂線起点	1 名/日	交通誘導員 A 名 交通誘導員 B 1 名	900 名
中間点	- 名/日	交通誘導員 A 名 交通誘導員 B 名	
網野最終処分場 入り口	1 名/日	交通誘導員 A 名 交通誘導員 B 1 名	

受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督員に提出すること。

受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

交通誘導員 A、B の定義

労務単価区分	定 義
交通誘導員 A	警備業者の警備員（警備法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務(警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交通誘導員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

京都府公安員会の認定した路線においては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに検定合格警備員（１級又は２級）を一人以上配置する必要がある。

○認定路線（京丹後市管内）

➤ 国道１７８号

（ダンプトラック等の過積載防止対策）

受注者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という）を整理・保管し、ダンプトラック等１台毎の積載量等を記入した運搬管理表を作成の上、検査時に提出しなければならない。

なお、伝票等については、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

（車輛の点検）

工事車輛特にダブルタイヤ装着のダンプトラックについては、一般道に出る前にタイヤの間に石等の異物が挟まっていないことを確認し、石等の落下による事故防止に努めること。それを怠り第三者に被害を与えた場合は受注者の責任のもと円満に解決を図ること。

1－8 施工時期及び施工時間の変更

（施工時間）

施工時間は、昼間施工とするが、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（時間的制約を受ける作業）

１．本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。

なお、関係機関との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種又は種別・細別	時間帯	期間
－	作業開始 8時30分 作業終了 17時00分	－

2. 本工事の施工に当たり、関係機関から時間的制約条件を付された場合は、速やかに設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

1－9 暴力団等の排除 (届出等)

- 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等から不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督員に報告すること。
- 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

1－10 隣接処分場本体工事との車両通行調整

本工事期間内において、隣接地で処分場本体工事の実施が予定されている。本工事は、処分場本体工事の工事車両が本工事範囲内を通行することを想定した工事計画となっている。このため、受注者は、監督員から提供される情報に基づき、当該工事車両の通行時期、時間帯及び通行ルート等を考慮した施工計画を作成し、施工計画書に記載すること。

本工事の契約時点においては、処分場本体工事の受注者が未確定であるため、当該受注者の決定後、受注者は速やかに当該受注者及び監督員と、工事車両の通行時期、時間帯、通行ルートその他施工上必要な事項について調整を行うものとする。

本工事の施工計画書を提出する時点において、処分場本体工事の受注者が未確定である場合は、調整未了時における暫定的な施工計画及び当該受注者の決定後に調整を行うための対応方針を施工計画書に記載すること。処分場本体工事の受注者の決定後は、調整結果を反映して施工計画書を変更し、監督員に提出すること。

調整の結果、工程、施工方法、交通安全対策その他の施工条件に影響が生じる場合、又は処分場本体工事の契約手続の遅延等により調整に着手できず、本工事の施工に影響が生じる場合は、受注者は速やかに監督員と協議するものとする。

1－11 大型施工機械等の搬入計画

受注者は、地盤改良機械その他の大型施工機械及び資機材運搬車両について、搬入経路、車両諸元、搬入時期、交通安全対策並びに施工ヤード及び資材置場を示した搬入計画を作成し、施工計画書に記載すること。

道路管理者、所轄警察署その他関係機関への申請又は協議を要する場合は、必要な期間を考慮し、施工に支障が生じないよう所定の手続を行うこと。特殊車両通行許可を要する場合は、許可までに相当の期間を要することを踏まえ、工程に十分な余裕を確保して手続を行うこと。

なお、地盤改良工については、大型の施工機械及び運搬車両の搬入を前提としているため、搬入経路の幅員、線形、路面状況その他の現地条件を確認し、必要な措置を講じること。

第2章 材料及び施工

2-1 再生材の利用について

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40 (30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-40 (30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	
改質再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン	中間層	
	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用すること。

1. 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」による。
2. 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。なお、河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。
3. 再生クラッシャーラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
4. 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではない。

2－2 施工管理

（目的の熟知）

- 1．受注者は、工事の目的を十分に理解し施工管理を行なうこと。
- 2．受注者は、施工管理上の許容誤差により工事の目的が達成出来ないことのないようリスクマネジメントを行い、施工管理上の許容誤差により工事の目的が達成出来ないことが判明した場合は監督員と協議を行い改善すること。

（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載されている「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督員の指示により実施すること。

（規格値）

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

（レディーミクストコンクリート施工の品質確保）

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を受けた上で、受注者のみで、実施してもよい。

ただし、小規模工事で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。

（コンクリートの単位水量測定）

- 受注者は、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、コンクリートの単位水量測定を実施しなければならない。ただし、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートは除く。
- 測定は、「コンクリートの単位水量測定要領（案）」（京都府）によるものとする。
- 受注者は、コンクリートの単位水量試験を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督員に提出して、少なくとも1回は段階確認を受けなければならない。また監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

（ひび割れ調査）

- 受注者は、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門（いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。）の施工に際し、施工完了時（埋戻し前）にひび割れ調査を実施しなければならない。

- 調査は、「ひび割れ調査要領（案）」（京都府）によるものとする。
- 0.2mm以上のひび割れについて、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングするものとする。
- 受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を監督員に提出することとする。

（テストハンマーによる強度推定調査）

- 受注者は、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門（いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。）の施工に際し、施工完了時（埋戻し前）にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。
- 調査は、「テストハンマーによる強度推定調査要領（案）」（京都府）によるものとする。
- 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。
また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を監督員に提出することとする。

（コンクリートの養生）

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中（暑中）コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

（立木整理工の事前調査）

本工事の立木整理工（伐採、処分費）の設計数量は、一定範囲を対象に調査した本数及びサイズの結果を、対象範囲の面積比により算定した推計数量である。

受注者は、立木の伐採に先立ち、対象範囲全体について実本数及び幹サイズ（胸高直径等）の調査を行い、その結果を監督員に報告しなければならない。

調査の結果、実本数、径級区分又は処分数量が設計数量と相違することが確認された場合は、数量の算定方法及び変更の要否について監督員と協議するものとする。

（仮排水及び地下水排除計画）

受注者は、防災調整池工その他の掘削工に先立ち、現況の雨水流入状況、地下水位、湧水状況及び施工工程を踏まえ、雨水の切回し、地下水排除並びに水替えに関する計画を作成し、施工計画書に記載すること。

計画には、仮排水施設の配置、排水経路、排水先、設置及び切替時期、維持管理方法並びに異常降雨時の対応を記載すること。
排水に当たっては、濁水の流出防止その他必要な措置を講じることとし、排水先の管理者との協議を要する場合は、監督員と協議のうえ、所定の手続を行うこと。

現地条件が設計時の想定と異なり、仮排水施設の追加又は変更が必要となる場合は、施工に先立ち監督員と協議するものとする。

（地盤改良範囲等の確認）

受注者は、地盤改良工の施工に先立ち、設計図書及び地質調査資料を確認するとともに、現地盤高、施工基面、改良範囲、改良深度及び支持層の状況を確認し、その結果を監督員に報告すること。

施工時に確認された支持層深度、土質又は地下水位が設計条件と異なり、改良範囲、改良深度又は改良数量の変更が必要となる場合は、当該箇所の施工に先立ち監督員と協議するものとする。

（盛土の試験施工及び品質管理計画）

盛土工の施工に当たっては、土砂の発生場所及び施工時期（季節等）により含水比その他の土質条件が変化することを踏まえ、土砂の発生場所、土質区分又は施工時期の変更により、既に実施した試験施工の結果を適用することが適当でない場合は、改めて試験施工を実施すること。試験施工の回数は5回を基本とする。

各試験施工においては、締固め度、支持力、含水比及び施工機械の走行性等を確認すること。支持力の確認方法及び実施箇所は、品質管理計画に定め、監督員の承諾を受けること。受注者は、試験施工の結果を踏まえて品質管理計画を作成し、監督員に提出すること。

なお、発生土の性状（含水比等）によっては、固化材を混合せずそのまま盛土材として利用できる場合があることから、受注者は試験施工の結果を踏まえ、発生土の区分（そのまま利用可能な土、セメント配合を要する土等）及びその利用先を整理した発生土利用計画を作成し、監督員に提出すること。

ただし、構造物直下の応力分散範囲（厚さ 1.0m）その他設計図書において改良が必要とされている範囲については、試験施工の結果にかかわらず、無改良土の利用対象から除外し、安定処理を行うものとする。

また、施工中の土質条件の変化に応じて必要と判断される場合は、セメント配合試験を実施し、固化材の混合量を計画すること。セメント配合試験及び関連する室内土質試験（一軸圧縮試験、粒度試験、含水比試験等）は、混合土について3か月ごと、2か所を基本として実施し、結果を監督員に提出すること。

なお、当初設計における固化材混合量は、設計時に把握した土質条件に基づく想定量であり、実際の固化材混合量は、前述の品質管理計画及びセメント配合試験の結果に応じて決定するものとする。試験結果により、当初設計の混合量を下回る混合量で所要の強度が確認された場合は、実際に必要な混合量に応じて設計変更を行うものとする。

土質条件の変化が著しい場合等、監督員が必要と認めた場合は、前記の試験回数を超えて試験を実施することができるものとし、この場合は設計変更の対象とする。

（発生土及び運土の実績管理）

受注者は、発生土について、発生場所、土質区分、改良の有無、運搬先、利用箇所及び数量を整理し、運土管理図、数量計算書、写真、運搬記録その他の資料により管理すること。発生土利用計画を変更する場合又は運土数量、運搬距離若しくは土質区分が設計数量の算出条件と異なることが判明した場合は、事前に監督員と協議するものとする。

（擁壁工の基礎地盤の確認）

受注者は、L型擁壁工及びブロック積擁壁工の施工に先立ち、床掘完了後の基礎地盤について、土質、地下水及び湧水の状況並びに地盤の支持力を確認し、その結果を監督員に報告するとともに、段階確認を受けること。

地盤の支持力は、発注者が指示する必要地耐力を満足することを、平板載荷試験その他監督員が適当と認める方法により確認すること。確認の結果、基礎地盤の状況又は地盤の支持力が設計条件と異なる場合は、基礎コンクリートその他後続する工種の施工に先立ち、地盤改良、基礎形式の変更その他必要な措置について監督員と協議するものとする。

（L型擁壁工の打継目の止水管理）

L型擁壁工の打継目に設置する止水板及びシール材については、施工継目ごとに設置位置、高さ及び固定状況を写真等により記録し、監督員に提出すること。

また、止水板の破損、ずれ等がないことをコンクリート打設前に確認し、段階確認を受けること。

（擁壁工の排水機能の確認）

L型擁壁工及びブロック積擁壁工に設置するウィープホール（逆止弁付）又は水抜きパイプについては、設計図書に基づき施工するとともに、施工箇所ごとに設置位置、規格、数量、勾配及び施工状況を写真等により記録し、監督員に提出すること。

裏込め又は埋戻しによる閉塞、破損及び位置ずれがないことを確認するとともに、裏込め及び埋戻しの施工前に監督員の段階確認を受けること。

施工完了後は、通水試験その他製品の構造に適した方法により、排水機能及び逆止機能が確保されていることを確認すること。なお、確認結果は監督員に提出すること。

（温度ひび割れ制御に関する計画）

L型擁壁工等のコンクリート構造物のうち、部材厚が大きく、水和熱によるひび割れが懸念される部位については、施工計画書に温度ひび割れ制御に関する計画（材料選定、配合、打設時期、打設順序、養生方法等）を記載すること。

なお、温度ひび割れ制御のため温度制御工法を採用する必要があると受注者が判断した場合は、温度応力解析等によりその必要性を示す資料を作成し、監督員に提出すること。

当該計画の内容を変更する場合は、事前に監督員に協議し、承諾を得るものとする。

（ひび割れ調査等と埋戻し工程との調整）

共通仕様書及び品質管理基準に定めるひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査の対象となる擁壁工等については、これらの調査を埋戻し（裏込め）工事の着手前までに完了させることとし、施工計画書において、調査実施時期と埋戻し工事の着手時期の関係を明示すること。

（ひび割れ発生時の対応方針）

ひび割れ調査の結果、品質管理基準に定める判定基準に該当するひび割れ又は構造的、耐久性若しくは水密性に影響を及ぼすおそれのあるひび割れが確認された場合は、受注者は速やかに発生原因を分析し、対応方針（補修工法等）を監督員に提出すること。

原因調査の結果、受注者の施工管理に起因することが確認された場合は、契約図書の定めに基づき、受注者の責任において必要な措置を講じるものとする。

ただし、設計条件と実際の施工条件（気象条件、地盤条件等）に相違があったこと等、受注者の責によらない事由が確認された場合は、監督員と協議のうえ、対応方針及び費用負担を決定するものとする。

（建築確認申請対象擁壁の施工管理及び検査への協力）

本工事における L 型擁壁工及びブロック積擁壁工のうち、建築基準法に基づく工作物確認申請の対象となる擁壁については、確認済みの申請図書、設計図書及び関係法令等に適合するよう施工すること。

受注者は、対象となる擁壁の施工に先立ち、確認済みの申請図書及び検査に必要な事項を確認し、施工手順、工程、施工管理方法、写真管理方法、検査時期及び検査に必要な資料の作成方法を施工計画書に記載して、監督員に提出すること。

受注者は、地盤及び基礎の確認記録、地盤改良の施工記録及び品質管理記録、配筋検査記録、コンクリートの品質管理記録、施工状況写真、出来形管理記録、水抜き及び排水施設の施工記録その他確認検査機関等から提出を求められた資料を整理し、監督員が指定する期日までに提出すること。

完成後に確認することが困難となる部分（地盤、基礎、地盤改良、配筋、水抜き施設、裏込め材等）については、位置、形状、寸法、規格、数量及び施工状況を確認できるよう写真その他の記録を作成し、後続する工種の施工前に監督員の確認を受けること。

受注者は、確認検査機関、関係行政機関、工事監理者又は監督員が行う中間検査、完了検査その他必要な検査について、検査日程を踏まえて工程を調整するとともに、検査対象箇所の提示、現地案内、立会い、測定、試験及び資料説明その他検査に必要な協力を行うこと。

検査の結果、是正、追加資料の提出又は追加確認を求められた場合は、受注者は速やかに監督員に報告し、その指示に従って必要な対応を行うこと。

受注者は、監督員又は工事監理者による確認及び法令に基づく必要な検査が完了するまでは、検査対象部分を埋め戻し、被覆し、又は後続する工種を施工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

確認済みの申請図書と現地条件又は施工内容との間に相違が生じ、申請内容の変更、追加の手続又は関係機関との協議が必要となる可能性

がある場合は、受注者は当該箇所の施工に先立ち、速やかに監督員と協議するものとする。

2－3 工事材料の品質及び検査（確認を含む） （品質証明書等）

受注者は、工事に使用する材料のうち監督員の指示した材料の使用に当っては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。~~受注者は、東洋ゴム化工品（株）及びニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする）を用いる際には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）を提出し、監督員の確認を得るものとする。品質証明として実施する試験及び検査内容については、監督員と協議の上決定すること。また、第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。~~

2－4 セメントコンクリート製品 （セメントコンクリート製品）

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集（案）〔側溝・水路編〕」（H12.3月近畿地建）（以下、「標準図集（案）」という。）によるものとし、使用に当っては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集（案）」に示す構造規格（案）を満足する側溝等の使用に当っては、監督員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行なわないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

——解説——

「標準図集（案）」に示す構造規格を満足する側溝等とは、「標準図集（案）」に示す構造規格（案）で記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等の製品をいい、「標準図集（案）」で規定している寸法規格に限定したものではない。

※参考

近畿管内における「標準図集（案）」の構造規格を満足した側溝等の製品を収録したものとして、「コンクリート二次製品市場製品図集（側溝・水路編）」（H12.3 製造者5団体代表経営調査委員会編集）がある。

2－5 その他施工条件 （支障電柱の移設及び工程調整）

本工事範囲内には、施工の支障となる電柱があり、発注者において電線事業者へ移設を申請している。当該電柱は、移設先を確保するため、道路土工等の移設先に係る施工が概ね完了した後に移設する予定である。

また、当該電柱の移設が完了するまでは、L型擁壁工の一部その他当該電柱の影響を受ける工種に着手できないことから、受注者は、この施工条件を踏まえて施工手順及び工程を計画し、その内容を施工計画書に記載すること。

受注者は、監督員を通じ、又は監督員の指示により、電線事業者と、移設先の施工状況、移設可能時期、停電その他の作業条件並びに移設後に着手する工種の工程について、随時、密接な連絡及び調整を行い、工事全体の円滑な工程管理に努めること。

電柱移設の実施時期が明らかになった場合は、その内容を工程に反映し、必要に応じて施工計画書及び工程表を変更して監督員に提出すること。なお、電線事業者との調整の結果又は受注者の責めに帰することができない事由による移設時期の変更若しくは遅延により、本工事の工程、施工方法その他の施工条件に影響が生じる場合は、受注者は速やかに監督員と協議するものとする。

（施工ヤード及び工事用道路工における敷鉄板の設置計画）

受注者は、施工ヤード及び工事用道路工に使用する敷鉄板について、施工工程、使用目的、使用機械、設置期間及び現場条件を踏まえ、設置時期、設置範囲、規格、数量、配置方法並びに撤去時期を明示した設置計画を作成し、設置前に監督員へ提出して承諾を受けること。

設計図書に計上している敷鉄板の設置範囲、数量及び供用期間は、積算上の想定に基づくものであり、受注者の施工方法、施工手順及び工程を反映したものではない。このため、受注者は、現地条件及び自らの施工計画に基づき、必要な設置範囲、数量及び供用期間を検討すること。

敷鉄板の設置は、施工機械又は工事用車両の走行若しくは作業に必要なトラフィカビリティー又は地盤支持力を確保する必要がある箇所を対象とする。作業員の歩行箇所における泥濘化防止若しくは履物の汚れ防止又は通行車両の汚れ防止その他これらに類する目的のみに使用する敷鉄板は、原則として出来高の対象としない。

ただし、作業員又は通行車両の安全な通行を確保するため、地盤状況その他の現場条件により敷鉄板の設置が特に必要と認められる場合は、設置に先立ち、その必要性、設置範囲、数量及び供用期間について監督員と協議するものとする。

なお、通行車両の汚れ及び当該車両の通行による公道等の汚染については、洗車設備、タイヤ洗浄、路面清掃その他必要な措置により防止することとし、当該目的のみに設置する敷鉄板は、出来高の対象としない。

設置計画には、敷鉄板の配置図、工程ごとの設置数量及び設置期間を記載するものとする。計画を変更する必要が生じた場合は、変更箇所の施工に先立ち、監督員と協議のうえ、変更計画を提出して承諾を受けること。

敷鉄板の出来高は、監督員の承諾を受けた設置計画に基づき現地に設置され、写真、数量計算書その他の資料により設置目的、設置範囲、数量及び供用期間が確認できるものに限り、出来高として取り扱うものとする。

監督員の事前の承諾を得ずに設置した敷鉄板は、出来高として認めないものとする。ただし、監督員による設置計画の承諾は、当該計画に記載された数量を出来高として確定するものではなく、出来高は実際の設置実績を確認して算定するものとする。

なお、承諾を受けた設置計画と設計計上内容に差異が生じる場合は、その必要性及び妥当性を確認したうえで、監督員と協議するものとする。

第3章 土木工事共通

3-1 移動式クレーンの使用について

移動式クレーンを使用する場合は、「作業半径」、「吊り下げ合計重量」を算出確認し、規格内である検討結果を施工計画書に明記すること。
(作業半径は、施工条件等を考慮し、略図等を記載し、慎重に決定すること。) クレーン作業資格者も選定すること。

3-2 コンクリート二次製品の使用

コンクリート二次製品の使用に当っては、製造会社・製造年月日の刻印の確認を行い、十分な養生が行なわれているものを使用すること。

3-3 区画線工

溶融式区画線の「かし担保」期間は18ヶ月とする。

ただし、「かし担保」期間内で、タイヤチェーン等に依る損傷が明らかな場合は、この限りではない。

3-4 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐木を含む)、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

注) 建設発生木材の運搬及び処分費については、当初計上していないため、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3-5 地元対策について

コンクリート打設等に伴うミキサー車及び建設発生土の搬出等のダンプトラック等の工事関係車両の出入りについて、工事関係車両が走行する時には、地元車両を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。
また、土砂等で路面が汚れたときは、直ちに路面清掃を行なうこと。

空缶・吸殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にゴミ等捨てないこと。

3-6 隣接権利者への説明及び承諾

工事施工に際し、

1. 隣接民地における取り合い工事が必要な場合(土間コンクリート撤去、復旧等)。
2. 雨水排水処理等で調整が必要な場合。
3. 民地に入って施工しなければならない場合。
4. その他住民とのトラブルが予想される場合には、前もって関係者に工事説明を行い承諾を得た上で施工を行うこと。
また、当該説明及び承諾の内容については、書面にて報告を行うこと。

3－7 農繁期の施工

農繁期においては、農耕者の通行を優先するとともに、必要となる用水及び排水の確保を行うこと。

3－8 下請を行う場合の市内業者の優先選定

受注者は、工事の施工にあたって、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京丹後市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。

「公共発注の基本方針」（平成２２年２月８日付け部局長通知）

3－9 建設資機材等の市内優先調達

受注者は、工事の施工にあたって、建設資機材等に係る調達契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京丹後市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。

「公共発注の基本方針」（平成２２年２月８日付け部局長通知）

3－10 除雪作業

工事の施工に際し、現場内外において除雪の必要が生じた場合は、除雪の実施方法及び処理方法等については、当該場所の除雪業者と調整し、監督員に報告すること。

3－11 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

3－12 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

本工事において、受注者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

3－13 監督員詰所

1. 受注者は、本工事の施工に当たり、監督員が使用する詰所（以下「監督員詰所」という。）を設置すること。監督員詰所の規模及び構造

は、プレハブ造、床面積 25m² とする。

2. 監督員詰所の供用期間は 17 月とする。設置時期は、現場着手前とし、あらかじめ監督員と協議のうえ決定すること。
3. 監督員詰所の設置場所は、発注者が指定する位置とする。
4. 受注者は、監督員詰所の設置に先立ち、配置図、平面図、構造、規模、設置時期、備品の内容及び撤去時期を明示した計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。
5. 監督員詰所には、次に掲げる備品等を設置すること。
机、椅子、書棚、打合せ用テーブル、書籍、時計
冷暖房設備
照明設備及び電源設備
給水設備及び排水設備
便所（仮設便所による場合を含む。）
消火器その他の防火設備
施錠可能な出入口
6. 受注者は、監督員詰所に電力、上水道及び通信回線を引き込み、使用できる状態とすること。これらに要する電気、水道、燃料その他の光熱水費及び通信費並びに引込み及び撤去に要する費用は、受注者の負担とする。
7. 受注者は、監督員詰所について、供用期間中、清掃、点検、修繕その他必要な維持管理を行い、常に良好な状態に保つこと。
8. 監督員詰所は、監督員が指示する時期までに撤去し、跡地を原状に復すること。
9. 発注者が指定する場所への設置が現場条件その他の事由により困難な場合、又は工期の変更等により供用期間に変更が生じる場合は、受注者は速やかに監督員と協議するものとする

3－1 4 施工監理業務受託者の立会い等

1. 発注者は、本工事の施工管理に関し、別途、施工監理業務を建設コンサルタント等（以下「施工監理業務受託者」という。）に委託する。施工監理業務受託者は、発注者の補助者として、現場確認、施工状況の確認、記録の確認、技術的検討その他の業務を行うものとする。
2. 施工監理業務受託者による現場確認等は、月 6 回から 8 回程度を想定している。受注者は、当該確認の実施に当たり、現場案内、施工状況の説明、資料の提示、測定への協力その他必要な協力を行うこと。
3. 施工監理業務受託者は、受注者に対して直接の指示を行わないものとする。受注者に対する指示は監督員が行うものとし、受注者は、施工監理業務受託者から技術的な意見又は指摘を受けた場合は、監督員に報告し、その指示に従うこと。

4. 段階確認、材料確認、立会いその他設計図書に定める確認については、監督員が指定する場合、施工監理業務受託者が監督員に代わり、又は監督員と同席して立会うことがある。この場合において、受注者は、確認に必要な期間を工程に見込み、あらかじめ実施時期を監督員に通知すること。
5. 受注者は、施工計画書、施工体制台帳、品質管理記録、出来形管理記録、施工状況写真その他の施工管理に関する資料について、監督員の指示により、施工監理業務受託者に対しても提示又は提出すること。
6. 設計変更に関する協議、工事内容の変更に関する協議その他技術的検討を要する協議については、監督員及び施工監理業務受託者の同席のもとで行うものとする。ただし、協議の結果に基づく決定及び受注者に対する指示は、監督員が行うものとする。
7. 受注者は、現場条件の相違、設計図書との不整合その他設計変更の要因となる事象を確認した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、監督員の指示により、施工監理業務受託者に対しても当該事象に係る資料を提示すること。
8. 施工監理業務受託者による確認又は意見は、受注者の施工管理及び品質確保に関する責任を軽減するものではない。
9. 定例打合せ、工程会議その他の会議には、施工監理業務受託者が出席するものとする。受注者は、会議資料を監督員及び施工監理業務受託者に対し、あらかじめ提出すること。

3－15 工事事務所及び打合せスペース

1. 受注者は、本工事の施工に当たり、現場に工事事務所を設置すること。工事事務所には、定例打合せ、工程会議その他の会議を行うためのスペース（以下「打合せスペース」という。）を確保すること。
2. 打合せスペースは、監督員、施工監理業務受託者、受注者（共同企業体の構成員）及び主要な協力企業が同時に着席して打合せを行うことができる規模とし、机、椅子、照明設備、冷暖房設備及び電源設備を備えたものとする。
3. 受注者は、打合せスペースに、工程表、施工体制図、連絡体制図その他必要な図書を掲示するとともに、図面の展開及び資料の閲覧が可能な状態を確保すること。
4. 受注者は、工事事務所の設置に先立ち、設置場所、平面図、構造、打合せスペースの位置及び設備の内容並びに設置時期を明示した計画書を監督員に提出すること。
5. 定例打合せその他本工事に係る会議は、原則として打合せスペースにおいて行うものとする。ただし、監督員が別に指示する場合は、この限りでない。
6. 受注者は、工事事務所及び打合せスペースについて、工事期間中、清掃、点検、修繕その他必要な維持管理を行い、常に良好な状態に保つこと。
7. 現場条件その他の事由により、前各項によることが困難な場合は、受注者は速やかに監督員と協議するものとする。

3－16 廃棄物処理施設設置届出手続に伴う施工範囲の制限

- 1 本工事の施工範囲のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設設置届出書（以下「設置届出書」という。）の対象となる区域（以下「届出対象区域」という。）については、契約締結の時点において、当該届出に係る手続が完了していない場合がある。
- 2 受注者は、届出対象区域内の工事に着手する時期について、監督員の指示に従うものとする。監督員の指示を受けるまでは、届出対象区域内の工事に着手してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、届出対象区域外において施工する工種（道路土工、下流水路工その他監督員が指定するものをいう。）については、工事着手後、速やかに着手することができる。
- 4 設置届出書に係る手続の状況により、届出対象区域内の工事の着手時期が当初の想定から変更となり、本工事の工程、施工方法、仮設計画その他の施工条件に影響が生じる場合は、受注者は速やかに監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 5 届出対象区域及び届出対象区域外の範囲は、監督員の指示によるものとする。

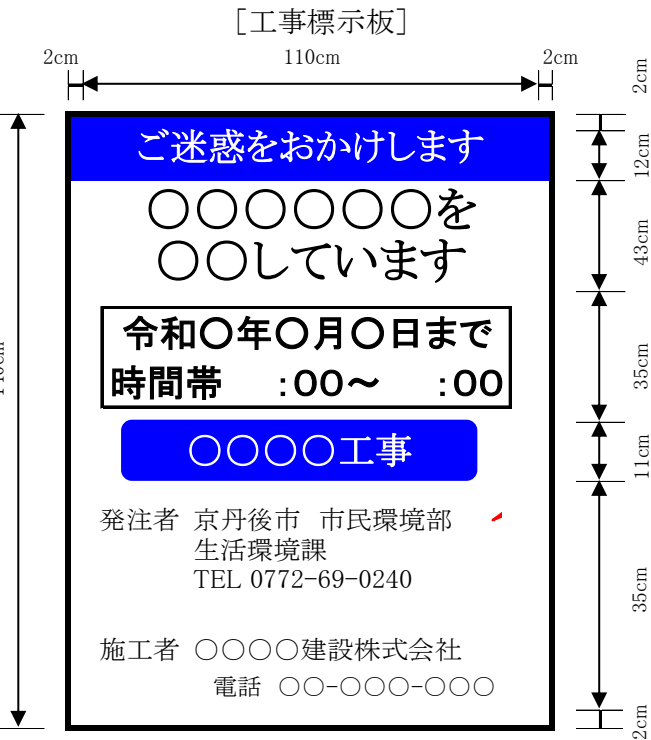
3－17 林地開発許可に係る標識の設置

- 1 受注者は、森林法第10条の2の規定に基づく林地開発許可に係る工事に着手するときは、当該許可の内容を表示した標識（以下「林地開発標識」という。）を、開発区域の公衆が見やすい場所に設置しなければならない。
- 2 林地開発標識の記載内容、規格、設置箇所及び設置期間は、京都府の林地開発許可制度に係る指導基準等に基づくものとし、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
- 3 受注者は、林地開発標識の設置後、速やかに設置状況を撮影した写真を監督員に提出すること。
- 4 林地開発標識は、工事完了まで良好な状態を保持して設置しておくものとし、破損、脱落、記載内容の判読困難その他の不良が生じた場合は、速やかに補修又は再設置を行うこと。
- 5 許可の内容に変更が生じた場合は、受注者は速やかに標識の記載内容を修正すること。

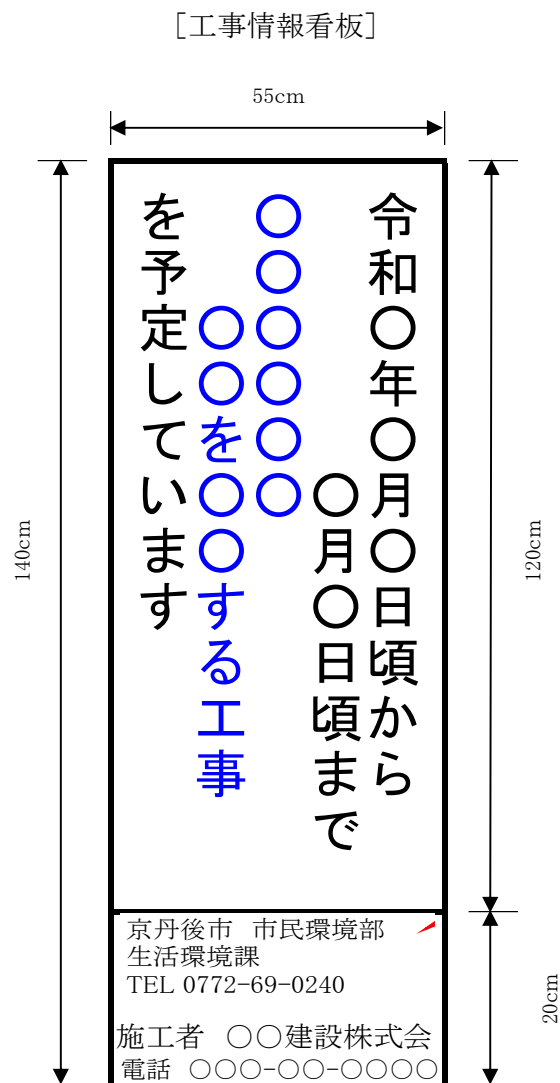
3－18 その他

本工事の実施に当り、設計図書・特記仕様書等に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
本工事着手前に地元調整を行う必要が生じた場合、その必要な資料等については、受注者にて準備すること。

標示板記載例



設置位置	・ 工事区間の起終点に設置する。 ・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ ドライバー等の視認性を考慮した個所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・ 工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・ 縁の余白2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。 ・ 設置場所が、歩行者等の支障になる場合は、監督員の承諾を得て規格寸法を変更することが出来る。

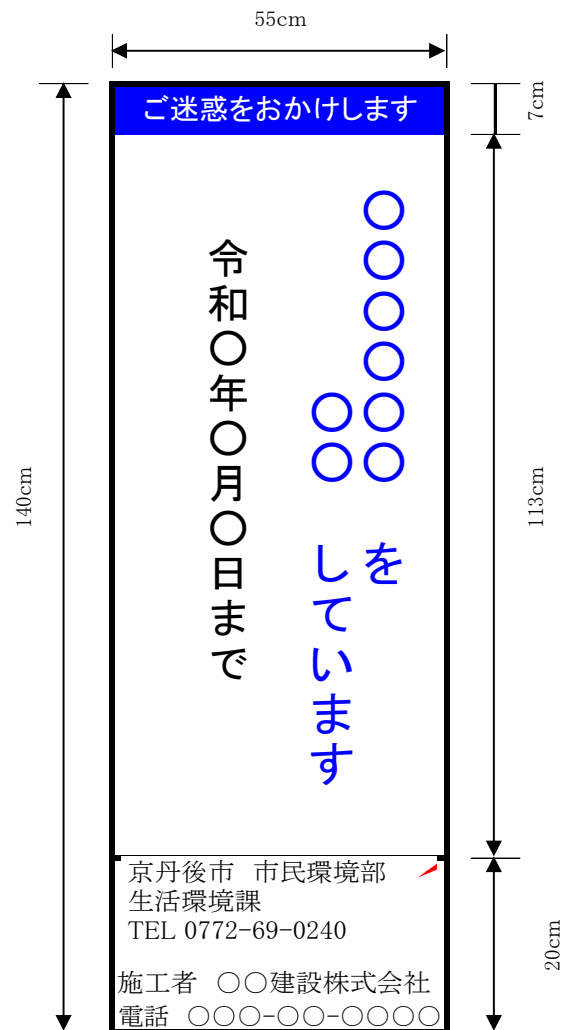


[工事情報看板]

設置期間	・ 路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始までの間設置する。
設置位置	・ 予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・ 色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・ 工事内容については、別添を参考に記載する。 ・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・ 1日で完了する軽易な工事、歩道のない個所については設置しない。 ・ 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。工事開始時間に速やかに撤去すること。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

[工事説明看板]



[工事情報看板]

設置期間	路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	- 実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 - ドライバーから看板内容見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	- 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 - 工事内容については、別添を参考に記載する。 - その他の文字及び線は、白地に黒色とする - 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	1日で完了する軽易な工事、歩道のない個所については設置しない。 - 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

別表2 工事内容記載例

※()内は必要に応じて明記。【 】内は選択

区分	主な工種	表示内容		
		工事種別	工事内容(工事標示板/工事情報看板/工事説明看板 共通)	
			丁寧表示	簡素表示
	防災調整池設置工事		雨水を一時的に貯めて、下流へ調整して流すための施設を作っています。	防災調整池を作っています。

位置図

